

本契約成立を証するため本書2通を作成し、甲乙及び丙が記名押印の上、甲および乙が原本1通を保有し、丙はその写しを保有する。

年 月 日



甲： 長野県駒ヶ根市赤穂 11465-6
ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社
代表取締役 伊藤 敦

乙：

丙：

売買基本契約書

(前金、クレジット利用 併用)

前書き：

- (1) ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社 (以下「甲」という。) と、
- (2) _____ (以下「乙」という。) と、
- (3) 乙連帯保証人 _____ (以下「丙」という。) は、
商品 (以下「本件商品」という。) の売買に関して以下のとおり契約を締結する。

(基本契約)

第1条 本契約は、甲が乙に納入する本件商品の継続的売買取引に関する基本的な事項を定めたものであり、本契約有効期間中に次条の定めにより甲乙間で締結される本件商品の個別売買契約全てに適用されるものとする。

(個別契約の成立)

第2条 個別契約は、乙が次の各号に掲げる事項を記載した注文書を甲に交付し、甲が発注請書を発行したときに成立するものとする。ただし、各個別契約に共通する事項については、甲乙協議の上、あらかじめ定めることができる。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 発注年月日 | (5) 単価、代金額及び支払方法 |
| (2) 商品名 | (6) 納期 |
| (3) 品番 | (7) 納入場所 |
| (4) 数量 | (8) その他必要な項目 |

- 2 個別契約の条項と本契約の条項とが相反するときは、個別契約の条項を優先して適用するものとする。
- 3 乙が、個別契約の解約を希望する場合には、個別契約の解約通知書を書面で甲に送付する。その場合、乙は、その個別契約の解約に伴い甲が蒙った損害を賠償するものとする。

(引渡し)

第3条 甲は乙に対し、個別契約に記載の納期及び納入場所へ本件商品を納入し、乙に本件商品を引き渡すものとする。ただし、甲は、天災地変、輸送上の障害その他不可抗力、法令による制限または労働争議により、乙に対する本件商品の引渡しについて、履行遅延、不完全履行または履行不能となった場合には、乙に対し損害賠償の責を負わない。

(検品)

- 第4条 乙は、本件商品の引渡しを受けた後、速やかに受入検査を実施し、本件商品に数量過不足、品違いまたは破損等を発見した時は、引き渡しから5営業日以内にその旨を記載した検査通知書を甲に書面で送付しなければならない。当該期間内に検査通知書を送付しなかった場合、納入を受けた本件商品は全て合格したものとみなされ、その後、乙は甲に対して、個別契約の解除、損害賠償、代金減額、修補または代替品の納入等の請求をすることはできないものとする。
- 2 数量不足があったときは、甲は、甲の負担において速やかに不足分を乙に納入し、数量過多については甲の負担において速やかに過多分を乙から引き取り、品違いまたは破損については代替品を用意し、速やかに乙に納入する。

(瑕疵担保責任)

第5条 前条の定めにかかわらず、本件商品に関し、通常の検査方法によって発見できない瑕疵が発見され、かつ納入日から6ヶ月以内に、乙がこれを甲に書面で申し出たときは、甲は、瑕疵ある本件商品の修補、代替品への交換あるいは代金の返金を行うものとする。

(所有権及び危険負担の移転)

第6条 本件商品は第4条の受入検査合格時に甲から乙に引き渡されたものとし、本件商品の引渡時に当該商品の所有権及び危険負担も、甲から乙に移転するものとする。

(支払方法)

第7条 本件商品の支払方法については、別途甲乙間で取り決める。

(製造物責任)

第8条 本件商品の欠陥により第三者に損害が発生した場合には、乙の責に帰すべきものを除き、甲が製造物責任法上の責任を負う。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の遂行上知り得た相手方の技術上及び業務上の秘密事項を第三者に漏洩してはならない。ただし次の各号の一に該当することを証明できる場合には、この限りでない。

- (1) 相手方から開示を受けた時、既に公知公用のもの。
- (2) 相手方から開示を受けた時、既に保有していたもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後、自己の責めによらず公知公用となったもの。
- (4) 相手方から開示を受けた後、当該情報によらず単独で取得したもの。
- (5) 正当な権限を有する第三者からの秘密保持の義務を伴わずに適法に開示を受けたもの。
- (6) 書面により相手方の事前の同意を得たもの。

2 前項の規定は、本契約終了後3年間存続するものとする。

(通知義務)

第10条 甲及び乙は、次の各号の一に該当する事実が生じたときは、速やかに相手方に通知するものとする。

- (1) 住所、代表者、商号の変更
- (2) 営業の譲渡、合併、会社分割等経営上の重要事項の変更
- (3) 次条2号ないし6号の事由

(期限利益の喪失)

第11条 甲または乙は、次の各号の一つに該当したときは、相手方からの何らの催告を要することなく、相手方に対する全債務の期限の利益を失い、ただちに債務全額を支払わなければならない。

- (1) 本契約の各条項に違反し、相手方から相当期間の催告を受領したにもかかわらず、当該期間経過後も是正しないとき。
- (2) 民事執行・担保権実行・民事保全の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、または自己の振出、裏書、保証にかかる手形若しくは小切手が不渡りになったとき。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てをし、または申立てを受けたとき。
- (5) 監督官庁より営業の取消しまたは停止等の処分を受けたとき。
- (6) 解散を決議したとき。
- (7) 財務状態が著しく悪化し本契約の履行が困難であると判断されるとき。
- (8) その他前各号に準じる事態が生じたとき。

(契約解除)

第12条 甲または乙は、相手方が前条各号のいずれかに該当したときは、相手方に対し何らの催告を要することなく、ただちに本契約または個別契約の全部または一部を解除することができる。

2 甲または乙は、相手方が前条各号のいずれかに該当したときは、契約解除の有無にかかわらず、相手方に対し、これにより被った損害の賠償を請求することができる。

(反社会的勢力等の排除)

第13条 甲及び乙は、本契約締結日現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に表明し保証する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員または暴力団員でなくなったときから5年間を超えない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- (6) その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙は、本契約締結日現在、前項各号に掲げる者またはこれらの者と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても有しないことを保証する。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係。
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係。
- (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係。
- (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係。

3 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 甲及び乙は、相手方につき、前3項の表明または保証に違反したことが判明した場合は、催告なしで本契約に基づく取引を停止し、更に本契約及び個別契約を解約することができ、併せてこれにより生じた損害の賠償を請求することができる。また、当該相手方は、取引の停止並びに本契約及び個別契約の解約について一切異議を申し立てず、賠償または補償を求めることはできないものとする。

(契約期間)

第14条 本契約の契約期間は、本契約の締結日から起算し満1年とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約延長を希望しない旨の書面による申し出がないときは、本契約は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 本契約が解約された場合においても、その時まで存在する本契約に基づく個別契約については、なお本契約の各条項の効力を失わない。

(連帯保証)

第15条 丙は本契約及び個別契約に基づき乙が甲に対して負う一切の債務について乙と連帯して保証する。

(協議事項)

第16条 本契約の解釈に疑義が生じた場合、及び本契約に定めのない事項については、甲乙双方協議の上円満に解決する。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関して紛争が生じた場合には、訴額に応じ東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(住宅に施工時の付則)

第18条 本件商品を使用して住宅に施工する場合は、乙は、甲が開催するID施工講習（以下、「ID講習」という。）を受講するものとする。ID講習は、施工における品質安全向上のための施工講習であって、乙がID講習を受講したとしても、甲は乙の施工品質を何ら保証するものではなく、乙は、ID講習の受講をもって、名目の如何を問わず、甲に対して金銭の請求を含め、何ら請求してはならない。